

第二十四回国会 衆議院 法務委員會議録 第十号

昭和三十一年二月二十日(月曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 高橋 禎一君

理事 池田 清志君 理事 椎名 隆君

理事 福井 盛太君 理事 三田村武夫君

理事 佐竹 晴記君

犬養 健君 小島 徹三君

世耕 弘一君 檜橋 渡君

花村 四郎君 松永 東君

横川 重次君 吉田 賢一君

志賀 義雄君

出席政府委員

法務政務次官 松原 一彦君

検事(民事局長) 村上 朝一君

検事(刑事局長) 長戸 寛美君

長事務代理(法務事務官) 内田 藤雄君

国管理局長

委員外の出席者

検事(入国管理局長) 下收 武君

最高裁判所事務総長 五鬼上堅磐君

判事(最高裁判所事務総局) 江里口清雄君

刑事局長 小本 貞一君

専門員

二月二十日

委員勝間田清一君辞任につき、その補欠として坂本泰良君が議長の名指で委員に選任された。

二月十七日

外国人登録法の一部を改正する法律

第一類第三号 法務委員會議録第十号 昭和三十一年二月二十日

案(内閣提出第五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

司法書士法の一部を改正する法律案起草の件

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案起草の件

人権擁護に関する件

○高橋委員長 これより法務委員会を開きます。

理事会の協議によりまして、まず人権擁護に関する調査を行います。すなわち、昨日の新聞に報道せられております福岡地方裁判所の被告人に対する睡眠薬実験問題について実情を調査したいと存じます。

なお、本調査に關し、最高裁判所より説明を聞きたいと思いますが、国会法第七十二条により、五鬼上事務局長、江里口刑事局長の発言を許可するに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○高橋委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。佐竹晴記君。

○佐竹(晴)委員 昨日の朝日新聞朝刊十一ページに、「法廷で睡眠薬のませ、精神喪失を再現、福岡、強盗殺人犯に実験を許す」と題し、次の通りの記事が載っております。「福岡発、致

死量に近い睡眠薬を強盗殺人犯に飲ませて、精神喪失の状態を調べるといふ生体実験を、福岡地裁の公判廷で裁判長が許可、来る三月一日九州大学医学部精神科中脩三教授らの協力を求めてこの実験の影響が調べられる。本籍熊本県下益城郡松橋町住所不定無職敏富克(二〇)は昨年四月十八日夜、福岡市香椎町香椎タクシーの車に乗り、福岡県筑紫郡太宰府町観世首寺付近で運転手小野寺正男さん(三六)を後からバンドで首を絞めて殺し現金千七百円を強奪、福岡地裁に起訴されていた。

ところが去る十六日の公判で熊本弁護士会山中弁護人、福岡弁護士会都留弁護人は「敏富は犯行当時家庭不和と失恋のため自殺を決意、ウイスキーにカルモチン百三十錠を混ぜて飲んでしまった。このため被告人は被害者の自動車に乗ると同時に精神喪失に近い状態となり被害も同様」——被害妄想というものは間違いだらうと思いますが、新聞にはそのように書いてありますから、新聞の通りそのまま讀みます。「被害も同様」の強迫観念に襲われて発作的に運転手を絞め殺した」とのべ、従来医学上の実験では仮死に近いときの精神状態は分つておらず、この事情を調べため当時の状態を再現するよう、再び当時飲んだ分量の薬物を被告人に飲ませるほかはないとして、被告の承諾を得て被告人にもう一度服薬させる実験を行うことを申請したものとござい

ます。かような実験の行われるということは、よほど重大なことと思われま

す。果して新聞の通りこのような事実があったかどうか、これをまず一つ確かめておきたいと思ひますので、おわかりでございましたならば、最高裁判所あるいは検察当局の方からでもけっこうでございます。一つお答えをいただきたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 ただいま佐竹委員の御指摘になった事件は、まだ私の方では報告もございませんし、調査もしてございませんので、果してこういうことがあったかどうかわかりませんが、ただいま讀み上げられた新聞の記事は承知いたしております。

○長戸政府委員 お尋ねの件につきましては、昨日新聞を見まして、この通りとすれば相当重要な問題であるといふふうに考えまして、法務省といたしましては本日早朝福岡の方に事実照会中でございますので、その回答を待ちまして御返事を申し上げたい、かように考えております。

○佐竹(晴)委員 私どもは別に裁判手続に干渉しようというのでも何でもございませぬが、この記事の通りだといふと、これには実に重大な事項がたくさん含まれておるものと思ひます。この点に關し、同じ朝日新聞のこの記事の終りに、九州大学の医学部薬学科の話として、かように載っております。「カルモチンの致死量は十五グラムから二十グラムだが、カルモチンは水に溶けにくいから普通三十グラムから四十グラム飲まぬと死な

ぬ。ウイスキーはアルコール分が強いから溶解度も大きく、水で飲むより危険だ。一錠は〇・一グラムだから百五十錠から二百錠飲めば生命の危険性があることになる。一度助かったからといってもう一度人間に服毒実験を行うなど実に危険で、とんでもない話だ。」と載っております。つまり、薬学科の方におきましては、とんでもないことをやるのだ、こう言うんでございませぬ。もしもこの新聞の通りであり、実験の結果もし死にでもいたしましたならば、どうでございませぬ。これは、裁判官といたしまして、職権の行使の範囲内だから、つまり職務上の行為だから違法性が阻却されるものと言われましようか。あるいは、いかに職務上といえども、生命の危険を冒してまでございませぬか。一般的な御見解、並びに最高裁判所における規則といたしましては、かような証調を許される御所見でございませぬか。これを一つ承わつておきたいと存じます。

○五鬼上最高裁判所説明員 ただいま私どもの刑事局長が参つておりますから、専門的のことを刑事局長から答弁さしていただきたいと思います。

○江里口最高裁判所説明員 ただいまのお尋ねでございませぬが、通常、鑑定におきまして精神状態を鑑定する場合、アルコール中毒のような場合には、まああるのでございませぬ。公判で鑑定命令を出す。たとえば、被告が一升酒を飲んでおつたという場合に、一

升酒を飲んだらどんな精神状態になるかというこの鑑定命令を法廷で出すという場合がままあるのでございませぬ。かような場合におきまして、鑑定命令を受けた医者が、病院等で、さらに酒を飲ましてみる必要があれば飲ませます。飲ませる必要がなければ飲ませないまま精神状態を鑑定するというようなことがあるのでございまして、ウイスキーとカルモチンを飲ましてというように場合に、裁判所といたしましては、突進をよく調べてみないとわからないのでございまして、通常の場合におきましては、カルモチンを飲んだ場合における精神状態になるかというだけの鑑定命令を出す。医者が鑑定命令を受けて、それだけのカルモチンを飲ませるといふ必要があれば飲ませるものでありまして、必要がないというのであれば飲ませないで鑑定するということになるかと思ひます。必要ありといたしまして、危険であれば医者はやらぬということになるのでありまして、裁判所が方法を指定して鑑定を命ずるといふようなことは普通やらないのでございまして。この点、危険なりやいなやというのには医師の判断にまかせて鑑定を命ずるといふのが普通でございまして。裁判所が危険であるというのを知りながら命令をするというのことは考えられないのでございまして。なお、この突進につきましては調査中でございます。

○佐竹晴(委員) まことに仰せの通りだろかと私も考えます。その犯行当時の状況を再現してみるという、たとえれば生きておる人間を解剖してみたり、あるいは毒薬をもう一度飲ましてみて、死んでもかまわぬというのことは

ないことだと思ひます。おのずから限界があると思ひます。しかし、この記事を見ますと、ウイスキーを飲んでその上にカルモチン百三十錠を飲んでおったということなんです。水は溶解が十分でありませんが、アルコールの場合には溶解度が非常に大である。そこで、普通水の場合には百五十錠飲むと致死量になる場合に、今度は百三十錠、これは少々少ないのでありますけれども、これにウイスキーを飲むのでございまして、これまた危険状態であると見なければなりません。その状態が一体どういう実情であるかというのとがわからぬので、そのままこれを再現してみようという申請をしたところ、裁判長がこれを許可したという記事になっておりますので、これだといふ事になりますと、人道上容易ならぬことであるし、証拠調べの範囲というものもそこまでは及ばないと考えますために、私も別に裁判に干渉しようというのではないが、果してそういうこととが許されるものであるかどうか、またいかなる限度においてこれを許されたいものであるか、その実情を知らなければ、とうていこの問題は論ずることができぬと思ひまして、先ずその実情をお尋ねいたしましたわけであります。調査中であるということでございますから、詳細お調べの上に、きわめて短かい期日の間にこの委員会で御報告を願ひたいと存じます。

○高橋委員長 ちょっと私から江里口刑事局長にお尋ねいたしますが、先ほど酒を飲んだ場合の例があげられましたが、実際に酒を飲まして鑑定をしたような例は相当あるのですか。

○江里口最高裁判所説明員 法廷で酒

を飲ましてその状態を調査したということはいまだ聞いたことはございませぬが、病院等で酒を飲まして精神状態を再現したというようなことは、また鑑定書で読んだことがございませぬ。

○高橋委員長 いま一点、裁判所所定人に対して、カルモチンを飲ましてその飲んだ結果の精神状態を鑑定しろということをお命じたような場合に、その鑑定命令を受けた人としては、飲ませることは危険だと思つたら、訴訟法上あるいは法律上どういふ処置をとるべきですか。

○江里口最高裁判所説明員 ただいまのお尋ねの、カルモチンを飲ましてその精神状態を調べてみようというふうな鑑定命令は普通出しません。それは飲んだときの精神状態はどうであるかというふうな鑑定命令をいたすわけでありまして、その鑑定命令を受けた鑑定人が、飲ませる必要があるとすれば飲ましてみて精神状態を調査するでございまして、また、飲ませる必要がないというのでありますれば、飲ませないで鑑定をするのであります。その必要ありやいなやという点は専門的な知識を有する医者にまかせるといふのが裁判所の普通のやり方でございます。

○高橋委員長 私のお尋ねしたのは、普通のやり方ではなくて、裁判所が、飲ましてその結果を鑑定しろという命令をかりに出したとすれば、それに対して鑑定人としてどういふ態度をとるべきかというのを尋ねしたわけでございます。

○江里口最高裁判所説明員 医者が専門的な知識のもとに危険であるということであれば、当然その方法をとるべきでないし、またそれを拒否すること

はできる、かように解釈いたしております。

○吉田(警)委員 関連して一点伺つておきたいと思ひます。裁判権の行使、裁判手続上におきましても、人の生命を害しもしくは危険ならしめるものは裁判権の範囲内ではないと思はれるのであります。ところが、この場合どういふのでございませうか。今の場合に、死亡の可能性があるかないか、死亡の危険があるかないか、そういう点はそれが判断するのでしょうか。死亡の危険がかりにありといたしますれば、それは本人の承諾の有無にかかわらず、一般的に許されないことではないであらうか。憲法の根本的精神から申しましても許されないことではないであらうか。かりに死亡に至らないとしたらしても、重大な身体障害を毒物によつて与えて、それを裁判の資料にするというのことは、まことに危険な冒険と言わねばなりません。それは一体裁判官の自由な判断にまかされるのでありませうか。こういう点につきまして、一つ法務省当局の御説明を伺つておきたいと思ひます。

○長戸政府委員 今の御質問でございますが、鑑定におきましても、人の生命を危うくするような方法でございまして許されないと申すから、本件のような問題におきまして、これがその人の致死量に近い、あるいは致死量に達するといふふうなことで行われることは尋当でないといふふうな考へるわけでございます。ただ、裁判所も、先ほど江里口局長の説明申し上げましたように、そういうふうな形において鑑定を

命ずるといふことはまずないというふうな考へられませぬが、ただ、その場合に、もしそういうふうなことが命ぜられたような場合には、医者としては、医者の判断において、その毒物を使うことによつてその人の生命を危うくするといふふうな考へられる場合には、これは拒否し得る、こういうふうな考へております。

○吉田(警)委員 どうも御答弁がはつきりしないのであります。他の例をあげますと、これは行政の問題でありませぬけれども、たとえばイストラシヤ黄変米の毒物は、百パーセントの毒物ならネズミは数時間にして死ぬのであります。肝臓障害は見る見るうちに起つて、細胞は崩壊して行くのであります。これは実験上明瞭であります。その場合に、これを人間に注射もしくはその他の方法によつて実験するといふことは、学界におきましても、そういうものは実験の範囲ではない、人間を対象にして生命の危険を冒してまで実験するといふことは許されるべき範囲でない、こういうのが普通常識になつております。そこで動物実験などがしきりに行われておる次第であります。今のお話によれば、医者が判断するといふ。私が聞かんとするのは、それが致死量であるやいなや、もしくは致死量にかなりあらずともして、近い分量であるかどうか、もしくは、致死量とか致死量でないかといったところ、これはやはり正常な身体、神経の状態において客観的に一般的に論定し得るのでございませぬ。もし精神状態が非常に敏感なことになつておたり、あるいは肉體におきましてもこれを

ういうような不良な条件が伴つておるときでございましたら、これは致死量であるとかないとかということを一一般的に申ししても、具体的には必ずしも当てはまらない。こういう点におきましては、かなり精密な具体的な資料によつて判断をしなければ、私どもは危険だと思つております。同じ毒物でも、人間に食わすのと犬に食わすのとは、身体障害は必ずしも同一でございませぬ。こういうふうには、いろいろな要素が正常な状態であるとかないとかによつて、私は結果が違つてくると思ひます。従つて、私の聞こうとしたところは、それが危険であるとかないとかというのには、裁判官が恣意に判断してもよいのか、一口に言えはそうなんです。裁判官は、裁判の資料を弁護人が提供して、法規によつて証拠調べを請求して、それを採用する。それが危険であるとかないとかは裁判官自身が恣意に判断してもよいのであろうか、こんなんですよ。だから、あなたは、医者がよいと言えばいいのじゃないか、こういうお話でありますけれども、医者がというのとはまた別の要素が入つていったことになりまして、私は突き詰るとやはりそこへくると思ひます。人の生命を危険ならしめて、身体障害が明らかに認められるそのようなものが、裁判官の恣意によつて訴訟手続上容認し得る範圍であるかどうか、こういう点に帰着するのであります。そこにつきましても、あなた並びに最高裁の方におきましても、どなたかからはつきりと一つ御答弁願つておきたいと思ひます。どうぞお願いいたします。

○江里口最高裁判所説明員 たいだいま

お話のような、危険を及ぼすような鑑定を裁判官が容認することは、これではできないというふうな考へておられます。

○高橋委員長 次に、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。松原法務政務次官。

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律

外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（新規登録）」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき（出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したときを除く。）はその上陸の日から六十日以内に、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつたときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村（東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名

古屋市、横浜市及び神戸市にあっては区。以下同じ。）の長に対し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならぬ。

一 外国人登録申請書一通

二 旅券

三 写真（提出の日前六箇月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、かつ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものとする。以下同じ。）三葉

第四条の見出しを削り、同条第一項中「記載した」を削り、「を作成し」を「に登録し」に改め、同条第二項中「前項の登録原票を作成する場合」を「前項の登録をした場合」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

二十 市町村の長の職氏名

第五条中「前条の登録原票を作成する場合」は、あわせて、「前条第一項の登録をした場合には」、「前条第二項の申請に關する調査その他事務上やむを得ない理由によりその場で登録証明書を交付することができないときは、市町村の長は、法務省令で定めるところにより、書面で期間を指定して、その期間内にこれを交付することができ、第六條の見出しを「（登録証明書の引替交付）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 市町村の長は、第一項の申請があつた場合において、その登録証明書が著しく損し、又は汚損しているとき認めるときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付し、著しく損し、又は汚損してないとき認めるときは、提出された登録証明書を返還しなければならぬ。

4 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

7 市町村の長は、第一項の申請があつた場合には、その外国人の登録原票を新たな登録原票に書き換へることができ、

7 市町村の長は、第一項の申請があつたとき、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項中「都道府県知事の承認を受けて」、「登録原票に基き」に改め、同条第七項を削り、第六項を第七項とし、第五項を「第三項」に、「盗難又は滅失」を「又は盗難」に改め、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加へる。

4 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

7 市町村の長は、第二項の申請があつたとき、又は前項の規定による登録原票の送付を受けたときは、当該外国人に係る登録原票に居住地変更の登録をしなければならぬ。

7 市町村の長は、第一項又は第二

7 市町村の長は、第一項又は第二

7 市町村の長は、第一項又は第二

7 市町村の長は、第一項又は第二

7 市町村の長は、第一項又は第二

項の申請の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、同項に定める期間を十四日を限り延長することができる。
(居住地以外の記載事項の変更登録)

第九条 外国人は、登録原票の居住地以外の記載事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書及びその変更を生じたことを証する文書を提出して、その記載事項の変更の登録を申請しなければならない。

2 前条第三項及び第六項の規定は、前項の申請の場合に、同条第七項の規定は、前項の申請の期間についてそれぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「居住地の記載」とあるのは「居住地以外の記載」と、同条第六項中「居住地変更の登録」とあるのは「居住地以外の記載事項の変更の登録」と読み替えるものとする。
(市町村又は都道府県の廃置分合等に伴う変更登録)

第十条 市町村の長は、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により登録原票の記載が事実にならなくなつたときは、登録原票に変更の登録をしなければならない。
2 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する外国人が、前項に規定する理由によりその記載が事実にならなくなつた登録証明書を提出したときは、その記載を書き換えなければならない。

(登録証明書の切替交付)

第十一条 外国人は、第四条第一項の登録を受けた日から三年を経過する日前三十日以内に、その居住地の市町村の長に対し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録原票の記載が事実を合っているかどうかの確認を申請しなければならない。確認を受けた日から三年を経過する日前三十日以内においても、同様とする。
一 登録事項確認申請書一通
二 旅券
三 写真三葉
2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の確認をしたときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付しなければならない。
4 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
5 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受ける場合に、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。

6 市町村の長は、第三項の規定により登録証明書を交付したとき、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書に係る第六条第三項又は第七条第三項の規定による登録証明書を交付することができない。
7 第三項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書で紛失又は盗難に係るものは、その効力を失う。

8 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の登録証明書を回復するに至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。
9 第六条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。
10 市町村の長は、第五項又は第八項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

第十二条第一項中「本邦を出国する場合」の下に「(出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国する場合を除く。)」を加え、同条第三項中「第十五条各号」を「第十五条第二項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(再入国の許可を受けて出国する者の登録証明書)

第十二条の二 外国人は、出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて本邦を出国する場合に、その者が出国する出入国港において入国審査官に登録証明書を提出しなければならない。
2 入国審査官は、前項の規定による登録証明書の提出を受けたときは、当該外国人の出国前の居住地の市町村の長に対し、すみやかに当該登録証明書を送付しなければならない。

第十三条 第一項の外国人は、本邦に再入国したときは、再入国した日から十四日以内に、出国前の居住地の市町村の長に対し、登録証明書の返還を申請しなければならない。
4 市町村の長は、前項の申請があつたときは、第二項の規定により送付を受けた登録証明書を当該外国人に返還しなければならない。
5 第二項の規定による登録証明書の送付を受けた市町村の長は、法務大臣から当該外国人に係る再入国の許可がその効力を失つた旨の通知を受けたときは、当該登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

第十三条の見出し中「携帯」を「受領、携帯」に改め、同条第一項中「外国人は」の下に「市町村の長が交付し、又は返還する登録証明書を受領し、」を加え、「登録証明書」を「これ」に改め、同項の次にただし、十四歳に満たない外国人は、登録証明書を携帯していることを要しない。
第十四条中「第十一条第二項」を「第十一条第一項」に改め、「政令で定めるところにより、」を削り、「登録証明書の交付申請書、登録証明書の引替交付申請書、登録証明書の再交付申請書又は指紋原紙」を「及び指紋原紙二葉」に改め、同条に後段として次のように加える。
第十五条の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。
第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、

同項に規定する申請と同時に(市町村の長が指示したときは、その申請に伴つて交付される登録証明書の受領と同時に)押すものとし、同項後段の規定による指紋は、第十五条に規定する疾病その他身体の故障が登録証明書の受領前になつたときは受領と同時に、登録証明書の受領までにならなかつたときは当該疾病その他身体の故障がなくなつた後直ちに押すものとする。

3 指紋の押す方法、前項に規定する時期に押すことができないか又は相当でない場合における指紋の押す時期その他第一項の規定による指紋について必要な事項は、政令で定める。
4 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には、適用しない。
第十五条の見出しを「(本人の出头義務と代理人による申請等)」に改め、同条中「申請、届出若しくは返納」を「申請若しくは登録証明書の受領、提出若しくは返納」に、「第三条第一項、第七条第一項若しくは第五項、第八条第一項、第二項若しくは第六項、第十条第一項、第十一條第二項又は第十二条第一項若しくは第二項の申請、請求、届出又は返納」を「前項に規定する申請又は登録証明書の受領、提出若しくは返納」に改め、後段として次のように加える。
外国人又は外国人であつた者が十四歳に満たない場合において、第十二条の二第一項の規定による登録証明書の提出又は第七条第六項、第十一条第八項若しくは

第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、

第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、

第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、

第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、

第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、

第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、

第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、

第十二条第一項若しくは第二項の規定による登録証明書の返納についても、同様とする。

第十五条と同条第二項とし、同条第一項として次のように加える。

この法律に定める申請、登録証明書の受領、提出（第十二条の二第一項の規定によるものを除く。）若しくは返納（第十一条第五項の規定によるものに限る。）又は指紋の押なつは、自ら当該市町村の事務所に出頭して行わなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（事実の調査）

第十五条の二 市町村の長は、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第七條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の申請があつた場合において、申請の内容について事実と反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、外国人登録の正確な実施を図るため、その職員に事実の調査をさせることができる。この場合において、必要があるときは、当該申請をした外国人に出頭を求めることができる。

2 前項の調査のため必要があるときは、市町村の職員は、当該申請をした外国人その他の関係人に対し質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 市町村の職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、当該申請をした外国人その他の関係者の請求がある

ときは、これを提示しなければならない。

第十六条の見出しを「変更登録の報告」に改め、同条第一項中「第八条第四項若しくは第七項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第八条第六項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項」に、「登録原票の記載の替換」を「変更登録」に改め、同項及び同条第二項中「通知」を「報告」に改める。

第十七条を次のように改める。

（実施規定）

第十七条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

第十八条第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第三条第一項、第七條第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定による申請をしないでこれらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者

による申請（第十五条第二項の規定による場合の申請を含む。）を妨げた者

第十八条第一項第四号中「第三条第六項又は第十一条第五項において準用する第三条第六項」を「第三条第四項」に、同項第五号中「第六條第四項」を「第六條第五項」に、「従わなかつた者」を「従わず、又は同項の規定による命令による申請（第十五条第二項の規定による場合の申請を含む。）を妨げた者」に、同項第六号中「第七條第五項又は第十二條第一項若しくは第二項」を「第七條第六項、第十一條第一項若しくは第八項、第十二條第一項若しくは第二項又は第十二條の二第一項」に改め、同項中同号の次に次の一号を加える。

六の二 第七條第六項、第十一條第五項若しくは第八項、第十二條第一項若しくは第二項又は第十二條の二第二項の規定による登録証明書の返納又は提出（第十五条第二項の規定による場合の返納又は提出を含む。）を妨げた者

第十八条第一項第七号を次のように改め、同項第十号中「他人に」を削る。

七 第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して登録証明書を受領せず、これを携帯せず、若しくはその提示を拒み、又は市町村の長が交付し若しくは返還する登録証明書の受領（第十五条第二項の規定による場合の受領を含む。）を妨げた者

第十九条 第十五条第二項に規定する場合において、同項各号に掲げる者が、第三条第一項、第七條第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定に違反して、これらの規定による申請をせず、第十三条第一項の規定に違反して登録証明書を受領せず、又は第七條第六項、第十一條第五項若しくは第八項、第十二條第一項若しくは第二項若しくは第十二條の二第二項の規定に違反して登録証明書の返納若しくは提出をしなかつたときは、五千円以下の過料に処する。第十二條第三項本文の規定に違反して登録証明書の返納をしなかつた者も、同様とする。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に外国人登録原票が作成されている外国人に対するこの法律による改正後の外国人登録法（以下「新法」という。）第十一條第一項の規定の適用に關しては、当該外国人がこの法律による改正前の外国人登録法（以下「旧法」という。）第三條第一項の申請をした日（当該外国人が旧法第十一條第二項の申請をしたことがある者であるときは、最後にその申請をした日）をもつて、新法第四條第一項の登録を受けた日（当該外国人が旧法第十一條第二項の申請をしたことがある

者であるときは、確認を受けた日）とし、新法第十一條第一項中「三年」とあるのは「二年」とする。ただし、当該外国人がこの法律の施行後、最初に新法第十一條第一項の申請をした後は、この限りでない。

3 この法律の施行前に出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて本邦を出国した外国人が、この法律の施行後に本邦に入つたときは、この法律の施行後最初に本邦に入つたときに限り、再入国の許可によらないで本邦に入つたものとみなす。

○松原政府委員 ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行外国人登録法は、昭和二十七年四月二十八日平和条約の発効と同時に施行され、その後数回にわたつて改正を見ておりますが、それはいずれも他の法律の改正に伴う条文の整理または本法の一部規定の施行期日の延期に關するもの等でありまして、制度の実質面に触れたものではなかつたのであります。

このたびの改正も、もちろんこの制度の本質的な部分については何等の変更を加えるものではありませんが、ただ、これまでのいわば形式的な改正と異なりまして、従来と全くの紛争を起して参りました外国人登録証明書的大量切りかえをこの秋に控え、ようやく軌道に乗りつつあるこの制度の将来の運用の基礎をここに「一そう確立し、今後はきわめて円滑にこれを実施

することができるようにならうというねらいをもちまして、これに必要な手当をいたしますとともに、あわせて、この制度の運用に当ってあります地方公共団体、特にその第一線事務をつかさどってあります市区町村の負担を軽減するため事務の簡素化をはかり、また、従来の規定の不備を補う等、現行法の実質面にもある程度の改正を加えようとする点であります。以下その大要について御説明申し上げます。

一、現行制度によりますれば、登録

証明書の交付を受けた外国人は、登録証明書の有効期間の切れる二年目ごとに登録証明書の切りかえ申請をしなければならぬことになっておりまして、本年十月末ごろから来年一月ごろまでがその大量切りかえの時期に当り、その間に五十数万人に上る大量の外国人が一斉に市区町村の窓口で殺到し、しかも、このたびの切りかえにおいては、従来の大量切りかえのときと異なり、そのうち十四才未満の者を除いた三十数万人についてその申請と同時に指紋を押捺させなければならぬことになっており、市区町村の第一線に對して申請のあつたその日のうちにその全部の事務の処理を望むことは、明らかに不可能と言わなければなりません。

そこで、これまででも、申請のあつた日から一週間先とか、その一月月も先に登録証明書を交付せざるを得ないような運用に事実上追い込まれていたのでありますが、さらにこの切りかえの実施に當っては、過去においてその例を見たように、一部外国人の政治的な反対機運によつて、ますますその事務が困難になることも予想しないわけ

にはいかず、従つて、新たに指紋制度の加つた今次の大量切りかえをスムーズに行い切ることができるとか、か、将来におけるわが外国人登録制度の運命を下す一つの山と言つても過言ではないと存するのであります。そこで、ただいま申し述べましたような事情を勘案いたしまして、市区町村においてその地区またはそのときの事情に應じて、その事務をならして計画的に処理することができるようになるために、一般的に、登録証明書を即日交付することができないような、やむを得ない事情がある場合には、市区町村長において、別に何日から何日までという交付予定の期間を指定して、その期間内にこれを交付することができるようになることと一、第五條第二項、第六條第四項、第七條第四項、第十一條第四項がこれに当ります。指紋の押捺も登録証明書の交付の際に限らず、場合によつてはただいま申し上げました別に指定する日に登録証明書を交付する際に押させてもよいように改正するのであります。

しこうして、このようにしてこのたびの切りかえが無事行われた際におきましては、すでに指紋もとつてありますことゆゑ、その次からの切りかえは、従来のように二年目ごとといったしませんが、従来登録証明書有効期間を二年と限つておりましたのをやめまして、三年目ごとと登録の確認を求めるといふ意味において登録証明書の切りかえをいたさせることに改めたのであります。

さて、以上のように、登録証明書の有効期間を限定しないこととするとともに、登録証明書の交付申請の日とそ

の実際の交付の日との間に間隔を置くことができるようになった結果、その場で新しい登録証明書の交付を受けることができなかった者は、新たな登録証明書の交付を受けるまでの間は、古い登録証明書をそのまま所持しておればそれでよいことになったわけであり

ます。以上、簡単にこの法律案の提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞ、よろしく御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望みます。

○高橋委員長 次に本案の補足説明を求めます。内田入国管理局長。

○内田政府委員 私どもの下牧次長がこの法案の作成等のみならずからやっておりますので、下牧次長に御説明を願

○高橋委員長 下牧次長。

○下牧説明員 それでは、命によりまして、この法律案の逐条説明をいたし

ます。お手元に外国人登録法の一部を改正する法律案逐条説明書という書類をお配りしてございますと思ひます。これに基きまして、ごく要点だけを申し上げたいと思ひます。この法律の改正の趣旨と申しますか、その大きな要点につきましては、ただいま提案理由の説明で申し上げたところでございますから、この点は省略いたしました。条文の順序を追つて、新たな改正点だけに簡単に触れてみたいと思ひます。

まず最初の第三条でございますが、これは、大きな点といたしまして、第一項で、出入国管理令第三十六條の規定による再入国の許可を受けて出国した外国人が再び日本に戻つて参りました場合を、その新規登録の条文からははずしまして、この点につきまして第十二條の二において新たな規定を設けたという点が違つておるだけでございます。あとは条文の整備でございます。それから、次は第三項でございます。従来新たな登録をする場合の申請猶予期間が六十日と定まつておりました

が、これを延長する場合に、これは都道府県知事の権限でございましたのを、市区町村長の権限に移したという点が第二点でございます。

それから、古い現行法の第四項と第五項を削除いたしておりますが、これは後に第十五條に統合いたしました。これは代理申請に関する規定でございますが、規定の位置から申しまして内容から申しまして、従来ござい

ました第十五條に一括統合した方が適当と存じまして、本条からはこれを削除いたしましたわけでございます。

次に、第四條でございますが、第一項は単なる字句の整理でございます。深い意義はございません。問題はこの第二十号でございますが、第一項のうちの第二十号を新たに全部改正いたしました。それは、従来登録原票に記載する事項といたしまして市町村名及び作成の年月日というのをあげてござい

ましたが、これは市町村の長の職氏名さえ書けば明らかになることでございます。作成の年月日は前の登録の年月日という号もございまして、これで十分というので改正したわけであり

ます。それから、第二項も単なる字句の訂正でございますが、従来登録証明書というものが非常に重点になつてこの法律ができておりましたが、いろいろ考

えてみますと、登録証明書というものは本来登録した登録事項そのものの手控

えと申しますか、その証明をしたものにすぎないのであります。本制度のねらいはあくまで登録をさせるというところに重点がございまして、その意味で、従来とも登録証明書を中心に書かれておりました規定を、登録そのもの

が、これを延長する場合に、これは都道府県知事の権限でございましたのを、市区町村長の権限に移したという点が第二点でございます。それから、古い現行法の第四項と第五項を削除いたしておりますが、これは後に第十五條に統合いたしました。これは代理申請に関する規定でございますが、規定の位置から申しまして内容から申しまして、従来ござい

のに重点を置きまして、登録証明書はそれのいわば反映というような趣旨で、規定の立て方を直したのが大きな点でございます。実際の取扱いはこれによってさほど変わるわけではございません。

それから第四条の第五項から七項までを削除いたしておりますが、この場合も、第十五条の二に新たに規定を設けまして、それに統合いたしておるわけでございます。この削除いたしました規定は、後にも申し上げますが、これは市区町村長が登録事務を実施いたします場合にいろいろの事実を調査いたしますその根拠規定でございます。これが、これは何も新規登録の場合に限ったことではございませんで、一般に通ずることではございますので、後に規定を持っていきまして、十五条の二というのを新たに設けたわけでございます。

それから、第五条でございますが、これも大字体句の整理を主とした規定でございます。重要な点はこの第二項でございます。これをちょっと読んでみますと、前項の場合において、言いかえれば市区町村長が登録をして、そして証明書を交付しなければいけません、そういう場合に、いろいろな申請に関する調査をする必要があり、または大量切りかえの場合に非常に事務が煩瑣になつてくる、そのときに新たな登録がはさんできたという場合に、どうしてもその場で登録証明書を交付することができない事情がある場合には、何日から何日までの間に取りに来るよう指定しまして、その間に証明書を取りに来させて、場合によってはそれと

同時に指紋を押させて、そして交付するというように措置いたしましたので、いわゆる市町村の事務を計画的にならして行うようにする。その規定が、再交付の場合にも、それから引きかえ交付の場合にも、あるいは本年度行われます切りかえ交付の場合にもこの目的、重点となる根拠規定になるわけでございます。

それから、次は第六条でございますが、これも内容的には特に変わった点はないと思います。第六条は、登録証明書がいたんだり、あるいはよごれたりしたような場合に、古い証明書と引きかえに新しい証明書を交付する、こういう規定でございます。この点につきましても、内容的には旧法とほとんど変わりありませんが、新たに第四項を設けまして、先ほど申し上げましたように交付予定の期間を設けて、そして市町村の事務を平均化していくという規定が新たに入つたのでございます。

それから、第五項を削除いたしました。これは、後に申し上げますように、登録証明書の有効期間を廃止いたしましたので、その起算日の根拠となる従来の第五項の規定は不要、無意味ということになりましたので、削除したわけでございます。

それから、新たに第七項を設けておりますが、これは全く事務的な必要から設けた規定でございます。従来登録証明書の引きかえ交付をする場合には申請の際に提出された写真を原票に張るほかに、原票には指紋も押さなければならぬわけでございますが、従来の原票の用紙では余白がございませんで、どうしても新しい用紙を使う

必要がある。その結果、原票の書きかえもしなければいけないということになりまして、その根拠規定をこの第七項に設けたわけでございます。そして、この規定はやはり同じく再交付の場合、それから切りかえ交付の場合等に準用されておるわけでございます。

それから、第七条でございますが、この改正点のおもな点は、第一項におきまして申請書類を簡素化したしております。すなわち、第一号の申請書を、従来二通であったのを一通に減らしてあります。第二号の再交付申請理由書二通というのを削除いたしたわけでございます。それで、初めの申請書を一通に改めましたのは、後に申し上げます再交付について都道府県知事の承認を受けることを必要としなくいたしましたので、その結果、この申請書も一通でよいということになつたわけでありまして、それから、理由書を落しましたのは、これは申請書の裏に簡単に書かせればよいという従来の経験にかんがみまして、これを不要としたわけでございます。

問題はこの第三項でございます。従来登録証明書の再交付をいたします場合には都道府県知事の承認が必要であつたわけでございます。これは、いろいろ不正発行のような事例もございまして、そのおそれもありましたので、従来はその規定を設けておいたのでございますが、このたびは、市町村吏員の素質も相当向上いたしておりますし、また同時に指紋を押す制度もできて参りましたので、指紋が少なくなって参りますので、特にこれを市町村長限りにまかせましても心配はない、かように

存して事務の簡素化をはかったわけでございます。それから、第四項は、先ほど申し上げましたように交付予定期間を指定して事務を平均化していくという規定をここに準用してございます。

それから、第五項の改正は、これは単なる字句の整理でございます。登録証明書を再交付した場合は、なくなつたり盗難にかつたり滅失した古い登録証明書は効力を失うという当然のことを規定しておるのでございますが、この滅失したものが効力を失うというのは非常におかしいので、この滅失というのを省いただけでございます。

それから、第八項も、先ほど申し上げましたように、登録原票書きかえの根拠規定をここに準用してきたわけでございます。それから、次は第八条でございますが、この点で最も重要な点は、現行規定の第一項に規定いたしますところの、居住地を変更しようとする場合に、あらかじめ元の居住地の市区町村の長に事前の届出を必要としたして、新ましたのを、このたびやめまして、新たに新しい居住地の市区町村長のとこへ居住地変更の登録の申請をすればいい、そしてそれを受けた新しい居住地の市区町村長から前の居住地の市区町村長に対して登録原票の送付を求め、そして手当をしていく、こういうことに改めたわけでございます。この点で、これは事務の簡素化にもなりまして、また外国人のためにも非常に手続が簡便になつたわけでございます。

それから、もとの規定の第五項に、居住地変更登録の申請猶予期間を延長する場合に、従来は都道府県知事の承認を受けなければならぬのでございまして、これも、先ほど申し上げたのと同じ理由によりまして、この承認を要しないことに改めた点、これがおもな改正点でございます。

次は第九条と第十条でございますが、これは前の旧法による第九条と第十条を新法では逆にならして、前の十条を九条に持ってきて、前の九条を新法では十条に持ってきたわけでございます。この入れかえをいたしましたのは、新しいこの十条の規定と申しますのは、これは外国人に対する強行規定でございます。第九条の規定は、それから新しい九条の強行規定と、それから新しい九条の規定を先に並べて、そしてあとにそのうじやない規定を持っていくという、規定の体裁を整えただけでございます。内容的にはこの第九条は大して違いはございませんが、ただ違つておりますところは、この第一項の変更登録の申請をいたします場合に、その変更を生じたことを証する書面というのを提出することになっております。従来はこれを提出させるかどうかは市区町村長の自由でございましたのを改めまして、必ずこれは提出しなければならぬというふうに変更した点が違つただけでございます。

それから、第十条は、市町村または都道府県の廃置分合等に伸う変更登録でございますが、従来はこれを外国人の方から申請させておりましたが、これはおかしいので、申請を待たずに当然職権をもって変更できる、当然の考へ方に改めたわけでございます。次は第十一条、これが今度の改正の最も重要な点でございます。大量切りかえ交付の場合の規定でございますが、ま

すこの第一項に、登録証明書の有効期間、これが従来は交付の日から二年、こうなっております。これを削りまして、登録証明書そのものには有効期間は設けないこととした。先ほど申し上げましたように、登録という制度は登録させることそのものがねらいでございます。それで登録というものはもう現に行われている。それで、その登録証明書というものは単なるそれを反映した証明書にすぎないということになります。理論的に申しますれば登録証明書そのものに有効期間を設けるというのはいささか考へ方としては無意味じゃないか。しかしながら、いつまでも古い登録証明書をずっと何年も持たしておくというの、これは外国人管理の上におきまして非常に支障がございますので、ある期間を限って切りかえをする。しかし、その切りかえは、登録原票に記載されている事項が真実の状況と合致しているかどうかというこの確認をする意味においてその切りかえをする。こういう考へ方が本来あるべき姿であろうかと思つております。従来は、切りかえと申しますのも、そういう意味で行われておつたのを、端的に、事柄をすっきりいたしますために、登録証明書に有効期間を設けておけば一番わかりやすいというので、こういう措置をとつておつたのでございますが、このたびは、最初にも申し上げましたように、登録証明書の申請の日と、それからそれを交付する間に相当のギャップができません。その間のつなぎをどういうふうにするかということいろいろ考へました結果、これはやはりもとの登録

証明書をそのまま持たして置いて、新しい登録証明書を渡したときにもとの登録証明書の効力を失う、こういう措置にするのが最も事務的に簡便である、かように考へました結果、その登録証明書の有効期間を廃止いたしました。そのかわり、新しい登録証明書を受け取らないという者が出て参りますと非常に困りますので、後に御説明いたしますように、登録証明書の受領の義務を規定いたしました。それに關して、その受領を強制するといふ考へ方に改めたわけでございます。それから、もう一つ重要な点は、従来の切りかえは、登録証明書の有効期間が二年であったがために、二年ごとに切りかえをいたしておりましたのを、今度の新法による切りかえはこれを三年にいたしました。それは、もうすでにこのときは、指紋はとつてございますから、特に二年にいたしませんでも、もう一年延ばしても事実上差しつかへはございませんし、またそれだけ国の経費も節約になると考へまして、ゆるめたわけでございます。それから、この条文で大事な点は、新しい第四項でございまして、第五項第二項の規定を準用する、簡単な表現になっておりますが、これは、最初に申し上げましたように、市町村の事務をならして、交付の予定期間を定め、そのときに交付するといふので、今度の切りかえには最もこれが働く条文になるわけでございます。それから、この第六項以下第十項までは新たに設けた規定でございまして、この第六項は、引きかえ交付、言いかえますと、登録証明書がいたんだり、よごれたりしたために、古いの

と引きかえてくれ、こういう交付の申請があつた場合、あるいはそれをなくしたような場合に再交付の申請があつた場合と、それから本条に規定いたしました切りかえ交付の申請が競合いたしました場合に、引きかえ交付または再交付をいたします前に切りかえ交付によつて新しい登録証明書を渡してしまへば、前の引きかえ交付あるいは再交付の申請に基づく登録証明書は、重ねて出さなくてもいい、むしろ出してはいけないんだ、こういう当然の規定でございまして。第七項は、それに關連いたしました、再交付の申請があり、また切りかえ交付の申請があつて、切りかえ交付によつて新しい登録証明書を出す、ところが、その前になつたといふので再交付を申請したその古い登録証明書が、もし盗難等によつて、あるいは紛失等によつてどこか第三者の手に渡つておるようなことも考へられますので、そういうものは無効になるんだぞといふことをはっきりいたしました。これも当然の規定でございまして。そして、第八項で、そういう登録証明書は、今度本人の手に戻つてきたような場合には、これはすぐ返納しなければいけません、こういうことを規定いたしました。これも当然の規定でございまして。それから、第九項は、さきにも申し上げましたように、登録原票の書きかえをすることができるといふ根拠規定をここに設けたわけでございます。それから、第十項は、今申し上げました、この返納を受けた登録証明書は、市区町村長はこれを法務大臣に送付しなければいけない、無効になつた

登録証明書の送付をさせまして、中央においてそれを保管してその散逸を防ぐといふことにいたしたい、かような趣旨でございまして。それから、第十二条は、従来とほとんど違つておりませんが、違つた点は、この第一項の中で、再入国の許可を受けて出国する場合に、登録証明書を従来は返納しているという点を、この規定からは除きまして、次の第十二条の二に新たに規定したという点でございまして。第十二条の二でございまして、これは、従来の厳密な解釈によりまして、前条の十二条によりまして、外国人が本邦を出国する場合には、再入国の許可をとつていないといふことにかかわらず、その登録証明書を返納することになつていて、そして新たに入国した場合には新しく登録しなければいけません、厳密に申しますとそういう解釈になるわけでございますが、それに対して、第十二条の二の第一項において、再入国の許可を受けて出国する外国人は、その出国港において入国審査官にその登録証明書を返納していき、そうすると、第二項によつて、入国審査官はその登録証明書を本人が出国前に居住していたところの市区町村長に対して送付する、それで、その外国人が本邦に再入国いたしましたときは、第三項により、その入国本人が出国前に居住した当該市区町村の窓口に出頭いたしました。その入国審査官から送付してあつた登録証明書の返還を受ける、それで、そういう申請があつた場合には、市区町村長はこれを本人に返還しなければいけない、こういうふうな考へ

方に改めたわけでございまして。そこで、再入国によつて新たに入国した外国人は、あらためて第三条による新規登録をいたしませんでも、古い前の登録証明書を返してもらへばそれでいい、こういうことにいたしましたわけでございまして。それから、次は十三条でございまして、これももとの規定と大して相違はございませんが、新たに登録証明書の受領の義務というのをここにはっきり定めたわけでございまして。これは、先ほど申し上げましたように、大量切りかえ等の場合に新しい登録証明書を受け取らないという者が出て参りますと、古い登録証明書はその有効期間を廃止いたしましたので、いつまでもそれを持っておつて切りかへない、それでは困るといふので、ここに受領の義務というのを明定いたしました。もちろん従来からこの登録証明書の携帶義務というのがございましたので、古い規定によりまして、登録証明書を受け取らないがために携帶しておらないという者は、当然携帶義務違反として処罰を受けておつたのでございまして。この受領の義務違反に対して罰則を設けておりますが、實質的には従前の取扱いと大した変りはございません。それから、十三条のただし書きでございまして、これは従来は第四項にあらつた規定をこのただし書きに持つてきただけでございまして、内容的には變つておりません。それから、次は第十四条の指紋の押捺に關する規定でございまして、おもな改正点といたしましては、第二項以下四項まで新たに加えました点が、規定の改正としては大きく變つた点でござい

さいです。

まず第一項でございますが、これは、条文の整理のほかに、従来指紋を押すべき書類として登録証明書交付申請書、それから登録証明書引替交付申請書、それから再交付申請書というものを載せてございましたが、これらの申請書に指紋を押させる必要はございませんので、これを削りまして、指紋を押すべき書類としては登録原票、それから登録証明書、それから指紋原紙だけに押させる。指紋原紙には二葉におき、一葉は中央の法務省に送付させまして、法務省でそれを鑑識分類するというようにするわけでございます。それから、新たに後段を設けて、代理人がかつて登録証明書の交付を申請する場合にも、指紋は本人が押さなければいけない、その場合にただいま申し上げた書類に押させるということにいたしましたわけであります。

次に第二項でございますが、これは新たに設けた規定で、指紋をいつ押させるかという規定でございます。それで、まず本人自身が登録証明書の交付申請に出頭いたしました場合には、指紋はその申請と同時に押させるのを原則といたしますが、先ほど御説明いたしましたように、登録証明書の交付予定日を定めまして、登録証明書の交付の申請と実際にこれを交付する日が別々になる場合、その場合に、本人の事情あるいは事務所非常に事務が錯綜しておいてその場でどういってこれを押させることができないといったような特別の事情がある場合においては、登録証明書を実際に交付する日に指紋を押させてもよろしい、いわゆる大量切りかえに伴うところの指紋の押捺の時期

もこれによってならしめていこうというわけでございます。それから、代理人によって申請をいたしました場合の本人の指紋押捺の時期でございますが、これは代理人が本人にかつて申請せざるを得なかつたような特別の事情、たとえば病氣とか、そういう事情が登録証明書を実際に受領するときまでやんだときは、これはそういう故障がやんだその後直ちにではなくて受領のときまで延ばしてやろう、そうして受領のときに押さえずればよろしい。

しかし、実際に登録証明書の交付を受ける、言いかえれば受領するときまでにそういう故障がやまないと、これは、故障がやんだときにこれを押させる。常識的に申し上げて当然な結論かと存じますが、かように規定いたしましたわけでございます。

それから、次の第三項でございますが、これは政令に対する委任の根拠規定をここに設けましたので、その規定の内容は、まず第一点といたしまして、指紋押捺の方法でございます。けがをしているときにはどういふふうにするとか、いろいろこまかいことを規定する必要がございますので、これを政令にゆだねた。それから、次は、第二項の規定によって指紋を押すべき時期のきまつた者が、その時期に押さることができない場合には、何とか手当をいたさなければいけない。そういうことまかい第二項でこぼれたようなものを第三項のこの政令の中で拾う。それから、そのほかこの条文を実施するため必要な施行規定を定めるといふことにいたしましたわけでございます。それから、この第四項は、十四才未満の者については指紋制度は適用しな

い。これは旧法にはございませんでした。従来これに基きまして外国人登録法の指紋に関する政令というものを設けておりました、その政令の中で同様に除外しておりましたのを、今度法律で明らかにいたしましたわけでございます。

次は第十五条でございますが、第二項は旧法と字句の整理をいたしましただけでほとんど変わっておりませんが、第一項を新たに設けたわけでございます。この第一項の内容をいたしましたし、本人の出頭義務というのをここに明らかに定めたわけでございます。この法律によって、いろいろな登録証明書の申請、またその受領あるいは提出をいたします場合に、原則としては本人がみずから事務所に出頭しなければいけない。これは訓示規定と申しますか、従来でも代理人による申請の規定がありました以上は、これはその前提として本人出頭の義務というものが当然前提になつておりましたのを、このたび明文で明らかにいたしましたのでございまして、この違反に対しましては罰則があるわけではございませんし、従来からも本人の出頭を求めてやっておつただけのことでございます。詳細の説明につきましては逐条説明書の中へ記載しておきましたから、こまかいことは省略いたします。

それから、次は第十五条の二でございまして、これは、先ほど申し上げましたように、古い規定の第四条の五号から七号までを削除して、事実の調査に関する規定をここに持ってきた。ただ、違つている点は、この第一項の後段におきまして、「この場合において、必要があるときは、当該申請をした外国人に出頭を求めることができ、出頭要求の規定を設けたのでございまして、これももちろん強制力を伴うものではございませんし、これに反して何らの制裁もあるわけではございません。当然のことを規定しただけでございます。

それから、第十六条、これは条文の整理にすぎません。それから、第十七条、これも条文は非常に簡単になっておりますが、従来規定を平易に書き改めただけでございまして、内容的に変わりはございません。

次は第十八条の罰則でございますが、まず第一号におきまして違つた点は、字句の整理のほかに、再入国の許可を受けて出国した外国人が再入国をした場合の登録証明書の返還申請義務の違反、これを罰則に追加いたしました。

それから、次は第二号でございますが、この改正点のおもな点は、旧法の第二号によりまして、これこれの「規定に違反して登録証明書の交付、再交付又は書換の申請に關し虚偽の申請をした者」、こういう書き方になっておりましたが、この「規定に違反して」云々をとりまして、端的にこれこれの「規定による申請に關し虚偽の申請をした者」、こう表現を改めたわけでございまして、この理由は、大体これらの規定の対象になる外国人を主体として「外国人は」という書き方をいたしておりますので、その違反をする者は外国人に限られるという解釈が出るおそれがあったわけでございますが、それがございますと、日本人がたとえ外

国人と偽つてこの登録をしたような事例を押えることができまじいので、それで、その主体が外国人であるというところを省くために、これこれの「規定に關し虚偽の申請をした者」、こういうふうな表現を改めたのが第一点でございます。

それから、その次は、第十二条の第三項の規定というのをこへ挿入いたしましたので、再入国した場合における登録証明書の返還請求に關し虚偽の申請をした者、これも罰則の対象に加えたという点が違つておるだけでございます。

それから、第三号は、カッコの中に入れたのが違ひまして、代理人が本人にかつて申請する場合にこれを妨げた者を処罰の対象としてはつきりさせという意味でカッコを入れて補つた点と、それから、ただいま申し上げましたように、再入国の場合の返還請求を第三者が妨げたような場合、これを追加いたしましたわけでございます。

それから、第四号は、これは条文の整理のほかに、従来は登録証明書の切りかえ交付に關する二重申請を罰則の対象にいたしておりました。旧法で申しますと、「第十一條第五項において準用する第三條第六項」といふのがそれに当りますが、この切りかえの二重申請というものは實際問題としてちよつとこの例がございまして、罰則として押えるのは新規登録の場合の二重申請だけ押えておけばいいというので、その切りかえの場合の二重申請の罰則を落したわけでございます。

それから、第五号でございますが、これは、この引きかえ交付の場合に著しく登録証明書がよごれたり、あるいは

は破れたりしたような場合に、市区町村長がそれを発見いたしました、これに引きかえ交付の申請をしるという命令を命ずることができるといふことになっておりますが、従来はその命令に従わなかった者だけを処罰の対象としておりましたが、新しい第五号では、そのほかに、その命令を受けた外国人またはその代理人が引きかえ交付の申請をするのを妨げた者もここに載せまして、それで罰則の対象になるといふことを明らかにしたわけでございませぬ。従来とも解釈上そういう解釈がとられなかつたわけではございませぬけれども、疑義をなくする意味において条文上明らかにしたということでございます。

それから、第六号でございますが、この点は、条文を整理いたしました場合に、登録証明書の手引きかえ交付の場合における古い証明書の返納義務違反、これを一つ追加いたしました。それから、登録証明書紛失した、あるいは盗難にかかったという事で再交付を受けた場合に、その前の登録証明書を発見してこれを回復した場合、これをやはり市区町村長に返納いたさなければならぬ。その義務違反もここに追加いたしました。それから、再入国の許可を受けて出国する場合に登録証明書を預けて行く、それを預けずに行つた、その登録証明書の提出義務違反に対する罰則をここへ明らかに規定いたしました。これは今までの規定を整理した結果に基づく罰則の整理でございます。

に掲げる登録証明書の返納または提出をしようとするのを妨げた者に対する罰則を設けたわけでございませぬ。いろいろ書いてございませぬが、第六号を受けた規定でございます。それから、第七号で新たな改正点は、登録証明書を受領しない罪、これを新たに定めたわけでございませぬ。従来携帯義務の違反でまかなつた分を、今度は携帯と受領という二つの義務を両方離しまして、切りかえ等の場合にどうしても登録証明書を受け取らぬという者が出て参つた場合には、これをもってその受領を強制するというにいたしましたわけでございませぬ。それから、第二点といたしましては、外国人または代理人による登録証明書の受領を妨害した者に対する罰則を設けたわけでございませぬ。

次に第十号でございますが、これは旧法の「行使の目的をもって、登録証明書を手人に譲り渡し」云々という、この「他人」という点を削つたのでございませぬ。これは解雇で当然と思ひますが、「他人」があるために、前の登録証明書は自分名義の登録証明書じゃなければいかぬのじゃないかというふうな疑問を持つ向きもございませぬので、それで、いっそ削つちやつて、自分の登録証明書を譲つてもいいし、他人から一たん譲り受けたのをまた譲り渡してもいい、こういうふうな、当然のことを規定したわけでございませぬ。

この法律の施行日は「公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する」、このうたいましたのは、この法律の制定に伴いまして、先ほどの十四条に規定をいたしております政令その他附屬法の改正を行う必要がございませぬし、またいろいろ事務的な準備をいたさなければなりません。しかもその結果を都道府県及び市区町村長に周知徹底させるための期間も必要でございませぬ。しかも本法全体のねらいがこの十月末ごろから行われる大量切りかえに対処するというのが基本的なねらいでございませぬので、大体八月くらいまでに準備を整えて施行したい、かような考え方のもとにその施行期日を政令に譲つたわけでございませぬ。

それから、第二項でございますが、この登録証明書の有効期間二年というのを廃止して、しかもその切りかえを一年延ばして、新法によれば三年目ごとに切りかえ、こういうことになりました結果、経過規定を置かずにはうっておきますと、本年十月末から行われる大量切りかえも当然一年延びることになってしまひます。それでは困りますので、ことしやる切りかえははつきりやるぞという事で、その分に限つてこれは二年とし、従来通り二年として切りかえを行つたわけでありまして、しかも、一べんこの法律によつて切りかえをやつた者については特例を設ける必要はございませぬので、ただし書きでその分を落していこう、こういうわけでございませぬ。

施行後に戻つてきた場合でございますが、これは経過規定を置かずにはおつておきますと、出国前に居住した市町村の窓口に行つて登録証明書の返還を受けなければいかぬというあの規定が乗つてくるわけでございませぬが、もとこの法律施行前に出国した者は、法律の建前といたしましては、もうすでに出国の際に十二条によつて登録証明書を手引して出ていつてしまつていふので、この者については第三条第一項によつて新規登録をするということも明らかになりました次第でございます。

以上、簡単にございませぬが、逐条説明の要旨のみ述べて終ることにいたします。 ○高橋委員長 これにて説明聴取は終了いたしました。 質疑は次会に譲ることとした、午前中はこの程度にとどめ、午後一時半より再開いたします。 これにて休憩いたします。 午後零時四十六分休憩 午後一時五十一分再開 ○高橋委員長 これより法務委員会を再開いたします。 司法書士法の一部を改正する法律案及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案起草の件について調査を進めます。 なお、この際お手元に配布いたしました草案の作成経過を小木専門員より説明いたされたいと存じますが、御異議ありませんか。 ○異議なしと呼ぶ者あり ○高橋委員長 御異議なければ、さよ

う決定いたします。 なお、両法案の草案はこれを会議録に掲載しておくことといたします。 小木専門員。 ○小木専門員 それでは、私から御説明申し上げます。 この委員会の理事会でこの両法案について立案するというお話がまとも、委員長からまた試案を作るようにという話がございませぬので、私も、衆議院の法制局、それから法務省の民事局と協議検討いたしまして、一応今お手元にございませぬような試案を作成したのでございませぬ。

司法書士法は、御承知のように、旧法は大正八年に制定になりまして、當時は司法代書人法という名前であつたものが、昭和十年に司法書士法という名称に変更されたのでございませぬ。そういういたしまして、昭和二十五年に当時の衆議院法務委員会が提案して現行法となつたのでございませぬ。当時法務省と司法書士会側との意見が必ずしも一致しない事情もありましたので、当時の法務委員会が調整に乗り出して立案したという経過がございませぬ。このねらいは、當時は、一般の行政監督的なものではなかつた、司法書士会は、司法書士をもつて構成する司法書士会の自主的な統制によつて運営しようということでございます。しかしながら、自主的統制と申しまして、弁護士法のような弁護士会の高度の自治と申しま

むね取り上げておると理解されてよろしいと思ひます。当時こういう問題につきましてGHQがその点を承認しませんでした。当時の改正原案にはそれが漏れていたというような関係がございます。

改正の要点をいかつままで申し上げますと、要するに、一つには司法書士の資質の向上、つまり利用する国民の側からの信頼度を高めていこうということ、それからまた、次には、この司法書士の業務というものが、裁判所、検察庁、法務局といったような官庁に出す書類の作成をかわってやるものがございますから、これらの重要な国家事務が公正に運用されるということに寄与するようにしたい、こういうことでございます。

趣旨はそういうことでございますが、改正の主眼点になるものは、一つには、裁判所書記官あるいは事務官等の経験年数を引き上げていこうという問題、それから、二つには、現行では法務局長の認可になっていっているものを、選考による認可ということにしていこう、それから、三つには、単位の司法書士会及び連合会の設立をいづれも強制設立にしよう、それから、四つには、会員の実質的な強制加入を考へる、そして会の自主的統制によつて業務の公正な運営をはかっている、こういうことでございます。

なお、後ほど問題になります土地家屋調査士法との司法書士法とはなるべく調和をとつていこうというふうなねらいをもつて改正案を考へてみたのでございます。

司法書士と調査士の現状を申し上げますと、司法書士は会員が約八千名、非会

員が約四千名、それから、調査士の方もついでに申し上げますと、会員が六千名で、非会員が約九千名、こういうふうになっておるわけでありませう。しかも、これらの非会員であるアウトサイダーが国民の利用者側からいろいろな非難を受けてきておる、これは利用者側にとつてただ迷惑をかけておるといふだけでなくて、これらの司法書士なりあるいは調査士の仕事、先ほど申しますような国家に重大な公務に關連を持つ仕事であり、誤れば国家のそういう公務に關連を起す、こういうふうな關係もございまして、これはどうしてもこの際そういう弊害を除いていく方法を考へなければならぬ、こういうことでございます。なお、資料もございまして、これは後ほど御説明することいたします。

それで、原案の方から参りますと、司法書士法の一部を改正する法律からまず申し上げます。

「第二条第一号中「三年」を「五年」に改める。」というのがございます。これは、先ほど申しましたような趣旨で、経験年数を現在三年とあるのを五年に引き上げる、こういうことでございます。

それから、「第三条に次の一号を加える。」この内容は、「懲戒処分による、公認会計士若しくは計理士の登録をまつ消され、税理士、土地家屋調査士若しくは行政書士の登録を取り消され、又は弁理士の業務を禁止され、これらの処分の日から二年を経過しない者」、これは司法書士と兼業している者でございますが、これらの者がその資格で懲戒処分を受けた場合には司法書士となることできないようにす

る、こういうわけでございます。それから、「第四条第一項中「長の認可」を「長の選考によつてする認可」に改める。」これは先ほど申しました説明でおわかりのことと思ひます。

それから第十一条の改正をやりまして、これは第十一条の二にしまして、現行の第十条の次に次の一条を加える。見出しは「認可の取消」、内容は、「第十一条 司法書士が次の各号の一に該当するときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、認可を取り消さなければならぬ。一 その業務を廃止したとき二 司法書士となる資格を有しないことが判明したとき 三 第三条第一号、第二号又は第五号に該当するに至つたとき、この条文は現在の土地家屋調査士法の八条と大體調和させる趣旨で設けたのであります。

それから「第十三条中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。」これは、先ほど申しましたように現行の十一条が十一条の二になりましたから、条文の整理をするというわけでござい

ます。それから、今度新しく「第十四条第一項を次のように改める。」これが今回の改正の一つのポイントになるわけでございます。内容は「司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の管轄区域ごとに、会則を定めて一箇の司法書士会を設立しなければならない。」これは任意設立になっておりましたが、これを強制設立にする。この例は弁護士会につきまして先例がございませう。

加える。七 入会及び脱会に關する規定 八 会計に關する規定 九 その他司法書士会の目的を達成するため必要な規定」これを加えるわけでありませう。この第十五条は司法書士会の会則を定めた規定でございます。

それから、現行法の第十五条の二から第十六条まで次のように改める。まず第十五条の二でありませう、これは会則認可について規定するものでございませう。内容は、「司法書士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならぬ。二 前項の場合において、法務大臣は、司法書士会連合会の意見を聞いて、認可し、又は認可しない旨の処分をしなければならぬ。」こういうふう

に改めようとするものでございませう。これは、司法書士会は会則を作らなければならぬが、その会則は法務大臣の認可を受けることとする、こういうふうに変更する。そして、この認可をする場合には司法書士会連合会の意見を聞いて認可をきめるといふことでございます。

それから、第十五条の三としまして、これは入会に關する規定でございますが、「司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の管轄区域内に設立された司法書士会に入会届を提出した時から、当該司法書士会の会員となる。」こういう規定を設けようとするものでございませう。これは、いつから司法書士会の会員となるかという規定でございませう、この届を出しますと会の側からは拒否ができないという意味のことでございます。そして、この会に入会しない者は、後に説明します第十九条に

よつて、業務ができませう。従いまして、そういう者が業務をいたしますと、二十三条で制裁がかかつてくる。こういうことになるわけでございませう。

それから、第十五条の四でございますが、これは遵守の義務をきめたものでございませう。内容は、「司法書士は、その所属する司法書士会の会則を守らなければならない。」これによつて法律上司法書士はその所属司法書士会の会則を守る法律上の義務が出てくる。義務違反になりますと、いろいろな制裁が生まれてくるわけでございませう。

それから、十六條は司法書士会の報告義務を規定しようとするものでございませうが、内容は、「司法書士会は、その所属の司法書士がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反し、又は第十四条の二各号の一に該当すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に報告しなければならない。」報告義務を課しておるわけでございます。これが場合によりまして懲戒処分の端緒にもなる、あるいは十一条の取り消しの端緒になる、こういう次第でございます。

それから、第十七條は司法書士会の連合会の規定でございますが、内容は、「司法書士会は、会則を定めて、全国を通じて一箇の司法書士会連合会を設立しなければならない。二 司法書士会連合会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に關する事務を行うことを目的とする。」この司法書士会連合会の任務が何であるかということをごに書

いたわけですが、これは要するに、新しい法令が出るかあるいは業務の改善等について、場合によっては説明会なりあるいは研究会なり講習会なり、また関係業務団体、ことに日本弁護士連合会との申し合せ、協議等の会合を持つていくようなことも、この連合会を通じてやってく方が下部である司法書士会にそういうことが非常に円滑に流れていくのではないかと、いうことを考えているわけですが、法務省側から見れば、これは会に對する育成の仕事になるということになるかと思ひます。

それから、次には第十九条の改正でございすが、現行法は第十九条では「非司法書士の取締」という見出しで、内容は「司法書士でない者は、第一条に規定する業務を行なつてはならない。但し、他の法律に別段の定がある場合は、この限りでない。」第二項に、「司法書士でない者は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。」、こういうふうになつておるのを、これを改正いたしました。まず第十九条の見出しを、「非司法書士の取締」と、こういうふうな見出しに変更して、同条第一項中「司法書士でない者」を「司法書士会に入会している司法書士以外の者」、こういうふうに変えて、今読み上げました現行法の第二項中「司法書士でない者」とあるのを、「前項に規定する者」、こういうふうに変更しようとするものでございすが、これは要するに、司法書士会に入会してない者は業務を行うことが禁止される、こういうことになるわけでございます。

で、附則は一項から五項までございまして、施行の期日、それから現在の司法書士あるいは現在の司法書士会または司法書士連合会をどういうふうに取り扱っていくかという経過の規定を二項以下五項までに規定いたしました次第でございます。

○高橋委員長 今説明のあったところについて、何か御発言があれば許します。権名君。

○権名(隆)委員 第四条の第一項中「長の認可」を「長の選考によつてする認可」と、選考という字が入つたのでありますが、結局、長の認可と長の選考というのは、どの程度の相違がありますか。これを挿入した経過について一ツ説明して下さい。

○小木専門員 これは非常に違ふと思ひます。現在では、第二条一号の場合には大抵裁判所事務官等々の在職年限が三年以上になつた者は一応認可される。それから、二号のそれと同等以上の教養、学力ある者——これは実質的には試験であります、これらを司法書士として地方法務局あるいは法務局の長が認可するわけでございます。先ほど申しましたようなこれらの職にある者の経験年数を上げた理由にも関係いたしますが、出す書類によりましては、わずか三年というくらいではなかなか事務の公正、適正というものが期待できないということが一つございします。

〔委員長 退席、佐竹晴(晴)委員長代理 理着席〕
それ以外に、かりにそういう経験年数を持つておりましても、在職中の行状

等が相当非難に値するというような者、能力はあるけれども行状がどうも思わしくないというような者も出てくるわけでございますので、そういう者は一応長の選考によつてふるひ落していこう、こういうことをねらつてゐるわけでございます。

○権名(隆)委員 それから、第十一条に認可を取り消すということになっておりますが、旧法を見ても、十一条の第二項によつて、身体または精神の衰弱により業務を行うことができないときは取り消すことができたので、新しいこの法案の中にはその点がないのです。三年も五年も病気で実際に執務し得ないという場合でも、それは取り消すことができないことになりませんか。

○小木専門員 それは十一條の二としてそのまま残すわけでありまして、新しいのが今度加わるわけでありまして、○権名(隆)委員 それから、十五條の三でございますが、司法書士が執務する場合は、その事務所の所在地を管轄する法務局または地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に入会届を出せばいいわけですね。そうすると、たとえば千葉なら千葉の司法書士会に入会して、また東京でも入会するということができませんか。

○小木専門員 これは、この条文に書いてありますように、その事務所の所在地を管轄するといふのでございまして、東京には出せないことになりまして、東京でも事務所を持つておられる、東京でも事務所の資格として一人

で二カ所へ入ることはできないという禁止規定はどこにもないようによつて考えられますが、法的根拠がどこかにありますか。

○小木専門員 司法書士法施行規則第四條というのに、司法書士は、二箇所以上の事務所を設けることができない。二項に、「司法書士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転することができない。」という規定がございまして、二箇以上の事務所を持つてはならぬことになりませんか。

○権名(隆)委員 わかりました。

○佐竹(晴)委員長代理 それじゃ、吉田君。

○吉田(賢)委員 今権名委員から御質問があつた点であります、長の選考によつて認可するといふ趣旨に變る場合、法第四條の二項、三項、四項の職問に関する規定といふものはそのまゝま生きているのであります。従つて、認可規定が選考によつてということになりますと、選考という要件が加わるのであります。かりに例を設ければ、長が選考して適當にあらずといふようなときはやはり認可を与えない、しかし職問に関する各般の規定はそのまま行われている、こういうことになるのですか。

○小木専門員 そういう趣旨でございまして。

二十五年に全部改正になります。これは、法務局長または地方法務局長が司法書士を監督するといふ規定になつていたのでございすが、二十五年の改正の際に法務局長または地方法務局長の監督に関する規定を削除いたしました。現在のところは官庁の監督には服しない状態になつておるわけでありまして。

○吉田(賢)委員 そういたしましたら、司法書士会が自律的に、みずから会員の業務及び会の運営をみずから律していく、こういう建前になるわけですか。

○村上政府委員 さようでございます。

○吉田(賢)委員 今度十五條の九号に入りまする必要な規定といふのは、これはたゞは研修のようなものまでも相當入ることになるのであります。ところが、こうやつてだんだんと自律的に会も大きくなるし、会員の業務資格、認可資格等についてもだんだんと制限していくのであります。従つて質が向上していくわけでありまする。で、必然、裁判官とか弁護士などが業務の修習に相當時間を要しております。ごとくに適當な研修規定を設けるといふことが必要でないかと思ひます。そういうことは予想されておるのですか。いかがでございしますか。

○村上政府委員 この改正案によりまして、司法書士会に加わらなければ業務を行うことができないといふことになりまして、自主的に司法書士業務の改善向上について会みずから責任を負うことになるわけでございます。この法律にうたわれておりますやうな会の目的を達成するために必要な事業

といたしまして、会員の研修等が行われるようになり、その期待できると考えております。

○吉田(賢)委員 同時にやはり別な依頼者というものもあり、あるいはまた民事的関係においては金銭その他の財産的な利害関係でかなり複雑なものに接触するわけであり、相当の網紀問題についても厳格な改正を要する必要があると思つて、たとえは弁護士会におきまして網紀委員会を設置してありますごとくに、そういうものについても何らかのそういう方面の規定を設けるという用意がどこかにあるのでしょうか。その辺はいかがなものでしょうか。

○村上政府委員 現行司法書士法におきましては、司法書士が法令に違反する行為がございまして、法務局長または地方方法務局長において戒告あるいは業務の停止、認可の取消し等の処分をすることができるとなっております。第十二条でございまして、その規定は改正後もそのまま残されるわけでありまして。

(佐竹(晴)委員長代理退席、委員長着席)

いわゆる強制加入の会になり、自主的に会員に対する監督の責任を負うことになりました機会に、これらの懲戒の処分も会みずから行うということも考えられるのでございまして、現実の事情から申しまして、現行法第十二条に規定してあります法務局長または地方方法務局長の懲戒権——法務局長、地方方法務局長は監督権はないのでありますけれども、懲戒権だけが与えられておる形になっておりますが、これを廃止して会みずから懲戒処分を行うと

いうよりは、会の方で、法律または命令に違反する行為をする会員がおります場合に、法務局長または地方方法務局長に会から報告いたしまして、十二条の職権の発動を促すという建前をとることが適当かと考えられます。

○吉田(賢)委員 どうもその辺がまだ整理しておらぬ感じがするのであります。法令に違反した場合に法務局長または地方方法務局長が懲戒をするというのですが、会が会員の業務の逸脱、従つて法令違反などないようのみずから律するように自主性をほんとうに与えていくのならば、もつと司法書士会に権限を持たし、会として戒告する権限を持つというふうにするのがほんとうではないか。一方法務局長が戒告をする権限を持つ、一方自主的にみずから律していこうというふうなことは、発達の過程において今の段階がそうでありまして、当初おしまいでありますけれども、当初何ったところによりまして、監督規定を以前の改正のときになくしてしまつて、そうして自主的にみずから律していくという建前になつたというのであります。どうもそこが私はまだ残滓が残つておるといふのか、二本建で一本になつておらぬ。やはりこういう種類の今論じておるような問題は、いづれかはつきりしないと、私は効果があつておらぬと思つておる。法務局長に戒告権を与えておるといふ以上は、やはり一種の広い意味の監督権じゃないかと私は思つておる。認可する者が戒告権を持つておるのだということになつておるならば、どうもそこで自主性はなくなつておるといふ

うに考えるのであります。もしほんとうに自主性を尊重するということであるならば、私は、今あなたの御答弁になりますように、法令の違反とか、そういうことで限定するのではなく、もつと広く、道義的な分量におきましても、たとえは体面をけがしたとか、司法書士としてのしかるべき社会的品位を傷つけたとか、そういうことについても相当内部的に干渉していくのでなければならぬと思つて、第十二条自体がそういうことをもうすでに予想しておる。でありますから、どうもそこが不徹底きわまると思つておる。司法書士に違反した場合に戒告するのだというふうなことは、これはむしろ例外ではないでしょうか。ここにも若干資料が出ておるが、なかなか法律をやつた人でありまして、法律に違反するということである。職権の乱用といふ場合は、弁護士なんかの場合も多々ある場合が除外として、犯罪性を帯びるような場合は除外としてよいのでありますから、そういうところから考えまして、やはり網紀につきまして厳格にみずから律する規定、制度が伴うということが必要ではないであらうか、かくして逐次そういう法務局長の戒告権といふものを解説するといふように司法書士並びに司法書士会を成長さしていただく、こういうふうなことが今日この法律の歩んでいく建前ではないか、こう思われるのですが、いかがですか。

○村上政府委員 全く吉田委員のお考えの通り、私も現在の法務局長または地方方法務局長の長が戒告その他の処分を行うという規定は中途半端なものと考へております。将来、司法書士会の自主的な統制と申しますか、会員に対する指導監督の契があるようになり、したならば、逐次たたいまお示しのよりな方向へ進むべきものと考へております。

なお、法令違反だけでは足りないのではないかと、昭和三十二年の改正のときにも問題になりました。この法令違反の中には相当詳細な規定も法律または施行規則の中に設けられてあります。たとえは「司法書士は、不当な手段で囑託を誘致するようないふ行為をしてはならない」とか、あるいは「司法書士は、業務に關しては、公正で、親切、丁寧且つ誠実を旨としなければならぬ」といふような規定が施行規則の中にありまして、これらの規定に違反したといふことで戒告等の理由になつておきます。現在の段階におきましては、この改正案に盛り込んでおられます。この改正案に盛り込んでおられます。

○小木専門員 今の点でございまして、これは要するに、この新法が施行になりますと、施行規則なりあるいは各書士会の会則の改正ということが当然問題になつてくると思つておる。そこで、私どもは、ことに会則におきまして、今の品位保持に関する問題、公正に業務を行う問題等々につきまして、会員はこういうふうな内容に盛り込まなければならないものを内容に盛り込んで、それを会則に表わす、その会則を守らないと、今度の十六条で、会則違反、従ひまして法律違反ということになるわけがございまして、そういう

方法で逐次品位の維持なりあるいは公正に業務を行うというように、これは法務省的指導と申しますか、法務省も関連あるこの仕事についての司法書士会なりの調査の広い意味での育成をやつていく、両者が相寄つてそういう國民に迷惑をかけないような方向へ進むという方法に出てもいいというところを期待しておるわけがございまして。

○吉田(賢)委員 ちょっとその点につきましてはお伺ひしますが、すでに御提出の「司法書士数調」なる資料によりますと、非会員が四千三百五十八、会員が八千三百九十五で、半数強の非会員がございまして、やはり今日地方におきましても司法書士に關する各般の非難的ないふん事案が起ります場合には、これは多く非会員かとも存じます。けれども、いづれにしても、そういうものが一掃されなければならぬといふことが、おそらくこの改正法律案ができるに至つた重要な一つの理由になつておると思つておられます。さすればやはり、こういった多数の非会員を今後包容していかねばならぬといふところの新しい司法書士会の新発足といふことになるわけでありまして、この際やはり徹底的に網紀は厳格に守られていくという建前をとつていくことが必要ではないであらうか。戦後すでに十年以上になるのでありますけれども、やはりこういう重要な法務に参画しておられる業者の方の新しい発足の場には、一そうそういうことが明確にされねばならぬと思つておる。施行規則、細則等によりまして、いづれこの改正法の趣旨は十分に行われまうように、そういう経過的な規

定ができるものと思ひます。けれども、綱紀に關しまして一そう充實いたしました規定を設けて臨んでいただきたい。こういうふうな御希望申し上げておきたいのであります。

○高橋委員長 それでは、小木専門員から土地家屋調査士法の一部を改正する法律案作成経過等について説明を求めます。小木専門員。

○小木専門員 お手元の土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、これは、先ほどの御説明で申し上げましたように、大体は先ほどの司法書士法の一部を改正する法律案に調子を合したというところでございまして、簡単にポイントだけ触れて御説明いたします。

「第三条一号中「二年」を「五年」に改める。これも先ほどの説明の趣旨によつたものであります。

それから、四條に新しく七号として、「司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第十二條の規定により認可の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者」これも、先ほどの案の第三條第五号に新設規定を設けましたから、それに調子を合したものであります。

それから八條、これは、現行の調査士法の八條を讀んでみますと、「調査士が左の各号の一に該当する場合には、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方方法務局長は、その登録を取り消さなければならぬ。一その業務を廃止したとき 二死亡したとき 三調査士となる資格を有しないことが判明したとき 四」これが問題でございまして、「第四條第一号、第二号、第四号、第五号又は第六号に該当する

に至つたとき」ございまして、このまかいことになりませんが、今の八條の四号の中の第四條の四号というのは、十三條の規定によりまして懲戒処分、登録取り消しを受けた者、こういうことになるわけにございまして、一べん取り消しを受けた者のまた取り消し、こういうことになるので、それを整理したのでございまして、それから、あとは、「又は第六号」とあるのを「第六号又は七号」今申し上げました七号がふえたら、そういうふうに変えた整理、こういうことになるわけにございまして、こまかい問題でございまして、そのくらゐにいたします。

それから、「第八條の次に次の一條を加える。八條の二として、「調査士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方方法務局長は、その登録を取り消すことができる。一引き続き二年以上業務を行わぬとき 二身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき、これを追加するのでございまして、これは現行の司法書士法十一條と調和をされたものでござい

ます。それから、第十三條第二項中「前項第二号又は」を「第八條の二又は前項第二号若しくは」に、同條第四項中「第一項第二号又は」を「第八條の二又は第一項第二号若しくは」に改めたのでございまして、この調査士法の第十三條の第一項の規定は、司法書士法の第十二條、つまり懲戒処分に関する規定と同じでございまして、司法書士法の場合同じでございまして、条文の体裁は若干違つておりますが、同じような趣旨にしていこう、こういうことで

ございまして、先ほど申しました八條の二というのを新しく設けますので、この場合にも賤問等の手続をやるのだ、こういうことでございまして、それから、「第十四條第一項を次のように改める。調査士は、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方方法務局長の管轄区域ごとに、会則を定めて、一箇の土地家屋調査士会(以下「調査士会」といふ)を設立しなければならぬ。これは先ほど司法書士会について申し上げましたと全く同一の趣旨でございまして、

その次の「第十五條に次の三号を加える。六入会及び脱会に関する規定 七会計に関する規定 八その他調査士会の目的を達成するために必要な規定」これも先ほど司法書士会の第十五條で申し上げた趣旨でございまして、それから、「第十五條の次に次の三條を加える。第十五條の二として、見出しは「(会則の認可)」ということにございまして、中身は「調査士会の会則を定め、又はこれを變更するには、法務大臣の認可を受けなければならぬ。2 前項の場合において、法務大臣は、土地家屋調査士会連合会の意見を聞いて、認可し、又は認可しない旨の処分をしなければならぬ。」これも司法書士会で申し上げました趣旨と全く同様でございまして、第十五條の三、見出しは「(入会)」でござい

ます。調査士は、その事務所所在地を管轄区域内に設立された調査士会に入会届を提出した時から、当該調査士会の会員となる。これも先ほど司法書士会のところでも申しましたと同様の趣旨でございまして、その次、第十五條の四、これは「(会則の遵守義務)」とい

う見出しでございまして、調査士は、その所属する調査士会の会則を守らなければならない。これも司法書士会では先ほど申しましたものと同様の趣旨でございまして、

「第十六條を次のように改める。これは見出しは「(調査士会の報告義務)」調査士会は、所属の調査士が、この法律若しくはこの法律に基く命令に違反し、又は第八條の二各号の一に該当すると思料するときは、その旨を、その調査士会の事務所所在地を管轄する法務局又は地方方法務局長に報告しなければならない。これは先ほど司法書士法の第十六條というもので御説明いたしましたあれと全く同様の趣旨でございまして、

それから第十七條、これは土地家屋調査士会連合会の規定でございまして、調査士会は、会則を定めて、全国を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会を設立しなければならない。二項として、「土地家屋調査士会連合会は、調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。これも司法書士法の第十七條で申し上げましたものと全く同一の趣旨でございまして、

その次に、非調査士等の取締りの規定第十九條でございまして、第十九條の見出しを「(非調査士等の取締り)」といたうことに改めまして、同條第一項中「調査士でない者」とありますのを「調査士会に入会している調査士以外の者」といふふうに変え、同條第二項中の「調査士でない者」とあるのを「前項に規定する者」といふふうに変更しようとするものであります。これも

司法書士法の第十九條の改正のところでも申し上げたと全く同一の趣旨でござい

ます。それから、あとは附則でございまして、附則も大体一項から五項までございまして、司法書士法のところでも申し上げましたから、これは省略いたします。

要するに、これは両法案を同一歩調のものにしてしようということでございまして、以上で説明を終わります。

○高橋委員長 他に御発言はありませんか。なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。午後二時五十四分散会

司法書士法の一部を改正する法律案
司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第一号中「三年」を「五年」に改める。
第三條に次の一号を加える。
五 懲戒処分により、公認会計士若しくは計理士の登録をまつ消され、税理士、土地家屋調査士若しくは行政書士の登録を取り消され、又は弁理士の業務を禁止され、これらの処分の日から二年を経過しない者
第四條第一項中「長の認可」を「長の選考によつてする認可」に改める。
第十一條の見出しを削り、同條を第十一條の二とし、第十條の次に次の一條を加える。
(認可の取消)
第十一條 司法書士が次の各号の一

に

に該当するときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、認可を取り消さなければならぬ。

一 その業務を廃止したとき

二 司法書士となる資格を有しないことが判明したとき

三 第三条第一号、第二号又は第五号に該当するに至つたとき

第十三条中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の管轄区域ごとに、会則を定めて、一箇の司法書士会を設立しなければならぬ。

第十五条に次の三号を加える。

七 入会及び脱会に関する規定

八 会計に関する規定

九 その他司法書士会の目的を達成するために必要な規定

第十五条の二から第十六条までを次のように改める。

(会則の認可)

第十五条の二 司法書士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の場合において、法務大臣は、司法書士会連合会の意見を聞いて、認可し、又は認可しない旨の処分をしなければならない。

(入会)

第十五条の三 司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の管轄区域内に設立された司法書士会に入会届を提出

した時から、当該司法書士会の会員となる。

(会則の遵守義務)

第十五条の四 司法書士は、その所属する司法書士会の会則を守らなければならない。

(司法書士会の報告義務)

第十六条 司法書士会は、所属の司法書士が、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は第十一条の二各号の一に該当すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に報告しなければならない。

第十七条を次のように改める。

(司法書士会連合会)

第十七条 司法書士会は、会則を定めて、全国を通じて一箇の司法書士会連合会を設立しなければならない。

2 司法書士連合会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第十九条の見出しを「非司法書士等の取締」に改め、同条第一項中「司法書士でない者」を「司法書士会に入会している司法書士以外の者」に、同条第二項中「司法書士でない者」を「前項に規定する者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四

項の規定は、公布の日から施行する。

(従前の司法書士に関する経過規定)

2 この法律施行の際現に司法書士である者は、司法書士法第二条及び第四条の改正規定にかかわらず、この法律による改正後の司法書士法(以下「新法」という。)の規定による司法書士とみなす。

(従前の司法書士会に関する経過規定)

3 この法律の公布の際現に存する司法書士会は、この法律の施行前に、新法第十五条及び第十五条の二の例により、会則を変更し、法務大臣の認可を受けることができる。

この場合において、新法第十五条の二第二項中「司法書士会連合会」とあるのは、「司法書士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)による改正前の司法書士法の規定による司法書士会連合会」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律による改正前の司法書士法の規定による司法書士会は、前項の規定による認可を受けたものに限り、この法律施行後も、引き続き、新法の規定による司法書士会として存続するものとする。

(従前の司法書士会連合会に関する経過規定)

5 この法律施行の際現に存する司法書士会連合会は、新法の規定による司法書士会連合会とする。

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二年」を「五年」に改める。

第四条に次の一号を加える。

七 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第十二条の規定により認可の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

第八条第四号中「第四号、」を削り、「又は第六号」を、「第六号又は第七号」に改める。

第八条の次に次の一号を加える。

第八条の二 調査士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、その登録を取り消すことができる。

一 引き続き二年以上業務を行わないとき

二 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき

第十三条第二項中「前項第二号又は」を「第八条の二又は前項第二号若しくは」に、同条第四項中「第一項第二号又は」を「第八条の二又は第一項第二号若しくは」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の管轄区域ごとに、会則を定め、一箇の土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)を設立しなければならない。

第十五条に次の三号を加える。

六 入会及び脱会に関する規定

七 会計に関する規定

八 その他調査士会の目的を達成するために必要な規定

第十五条の次に次の三条を加える。

(会則の認可)

第十五条の二 調査士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の場合において、法務大臣は、土地家屋調査士会連合会の意見を聞いて、認可し、又は認可しない旨の処分をしなければならない。

(入会)

第十五条の三 調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の管轄区域内に設立された調査士会に入会届を提出した時から、当該調査士会の会員となる。

(会則の遵守義務)

第十五条の四 調査士は、その所属する調査士会の会則を守らなければならない。

第十六条を次のように改める。

(調査士会の報告義務)

第十六条 調査士会は、所属の調査士が、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は第八条の二各号の一に該当すると思料するときは、その旨を、その調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に報告しなければならない。

第十七条を次のように改める。

(土地家屋調査士会連合会)

第十七条 調査士会は、会則を定めて、全国を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会を設立しなければならぬ。

2 土地家屋調査士会連合会は、調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第十九条の見出しを「非調査士等の取締」に改め、同条第一項中「調査士でない者」を「調査士会に入会している調査士以外の者」に、同条第二項中「調査士でない者」を「前項に規定する者」に改める。

附則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(従前の土地家屋調査士に関する経過規定)

2 この法律施行の際現に土地家屋調査士であるものは、土地家屋調査士法第三条の改正規定にかかわらず、この法律による改正後の土地家屋調査士法(以下「新法」という。)の規定による土地家屋調査士とみなす。

(従前の土地家屋調査士会に関する経過規定)

3 この法律の公布の際現に存する土地家屋調査士会は、この法律の施行前に、新法第十五条及び第十

五条の二の例により、会則を変更し、法務大臣の認可を受けることができる。この場合において、新法第十五条の第二項中「土地家屋調査士会連合会」とあるのは、「土地家屋調査士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第

号)による改正前の土地家屋調査士法の規定による土地家屋調査士会連合会」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律による改正前の土地家屋調査士法の規定による土地家屋調査士会は、前項の規定による認可を受けたものに限り、この法律施行後も、引き続き、新法の規定による土地家屋調査士会として存続するものとする。

(従前の土地家屋調査士会連合会に関する経過規定)

5 この法律施行の際現に存する土地家屋調査士会連合会は、新法の規定による土地家屋調査士会連合会とする。